

第 14回 上田市教育行政のあり方を考える有識者会議

日 時 平成 20 年 7 月 11 日 (金) 午後 2 時 00 分から

会 場 上田市パレオ 2階会議室

出席者 有識者会議委員

戸田忠雄座長、斎藤繁子委員 齊藤忠彦委員、佐藤智恵子委員 清水卓爾委員 中村和幸委員、日比英子委員 廣川岩男委員、福井秀夫委員、堀雄一委員 宮尾秀子委員、宮坂公子委員 宮沢怜子委員

事務局 大沢政策企画局長、宮川政策企画課長、両角政策企画担当係長兼教育政策担当係長 (政策企画課)

傍聴者 一般 53人 報道 9人

事務局 :

それでは皆様、定刻になりましたので、これより上田市教育行政のあり方を考える有識者会議、第 14 回会議を始めたいと存じます。本日、福井委員、堀委員、少し遅れるということで連絡をいただいております。先ず最初に会議の冒頭にあたりまして政策企画課長からご挨拶申し上げます。

宮川政策企画課長 :

皆様には大変お暑い中、又、ご多忙の中、今日も第 14 回 上田市教育行政のあり方を考える有識者会議ということで、ご出席を賜わりまして誠にありがとうございます。本来ですと大沢政策局長の方からご挨拶申し上げますところですが、実は只今、丸子学校給食センターの火災復旧、そして工事再開にあたりまして、本日、臨時審議会が開催されておりまして、本会議及び委員会の方に局長は出席しておりまして、終了次第こちらの方に参るとということで代って、課長の私、宮川ですけれども、ご挨拶させていただきます。よろしくお願ひいたします。皆様には昨年 1 月 10 日に市長からこの会議をお願いいたしまして以来、1 年半、13 回に及び会議を重ねてきていただいております。最初に皆様に委員をお願いするにあたって、そして今年 4 月には任期を延長していただくということで任期延長のご委嘱を市長の方から申し上げますけれども、その際に市長から申し上げましたように、まちづくりにあたりまして主役は市長の方からは市民であると。まちづくりの中で人づくり、人格形成が大きな影響をこの教育のあり方において影響があると。市の将来を左右する大きな要素を持っているということをお申し上げ、そしてこの本会議をお願いしているところでございます。市長からは色々なところで教育について教育をする場の環境、諸課題が出ている、これを解決するにあたっては学校、家庭、地域、行政、行政も教育委員会のみならず行政全般に一体となってこの課題に取り組む必要があると申し上げております。市長からはその度に行政としては生活者起点、教育からは学習者起点、という視点で取り組む必要があると。そして諸課題解決に向かう地域経営、これは教育の現場に求められる事柄もございませうけれども、分野を越えて市民の取り組みが重要と、こんなことを申し上げて参りました。そのために上田

市の教育行政の現状、課題、そしてその方向性につきまして、制度面、運用面、両面から見直す必要があり、幅広くご利用いただくために、この有識者会議をお願いをしたということで、市長の挨拶の方でもこの点を申し上げて参りました。しかもこの会議をお願いをしているのは、教育委員会からお願いをするというかたちではなく、市長から幅広い経験や見識をお持ちの皆様をお願いをしており、教育委員会の既成の枠組みでは議論がしにくい。ある意味既成概念を打ち破る先進的・先駆的となる会議、又はご議論を期待するというのも市長の挨拶の中で申し上げたところでございます。先ず、皆様にはお忙しいところでございますけれども、様々な異なる立場でご意見をいただいて参りましたけれども、個々、異なる立場ではございますけれども、有識者会議としての会議体としてお願いをしております。この有識者会議につきましては、市の意思決定を又は方向づけの意思決定をするための諮問、答申というかたちでお願いをするということではなくて、市長への提言機関としてお願いをしてきたというところでございます。それでは皆様から会議体として提言をいただくとして、いただいた提言をどうするかと言えば、4月に市長が申しあげましたように豊富な意見を包含した提言を元に市として今後の教育行政のあり方を検討していく。これを教育委員会と共に協議、検討して出来ることから取り組んで参りたいと4月に申し上げたところでございます。そんなことでその際に市長から申しあげましたのは、任期を20年度まで十分な議論を尽くしていただくということで延期をさせていただいたところでございますけれども、この4月に再委嘱をお願いした時に7月を目標に提言をおまとめいただきたいというように市長の方からお願いをしているところでございます。その際の提言については、市長からの言葉では、一定のおまとめをお願いしたいというような4月の時点で議事録上、市長の方からお願いをしているところでございます。いよいよ、7月という今、時期に入っているところでございます。やはり、この方向づけは、こんな懸念も指摘されるということが色々あるかと思っておりますけれども、この7月に入ったところでございます。前回、原々案、叩き台としまして委員各位に訂正をしていただいております。こちらについては、座長、副座長と調整の上、訂正をさせていただいておりますけれども、前は皆様から具体的な文書による修正意見をいただいた点について一つひとつ修正作業をお願いいただきました。時間切れで若干具体的な文書をいただいたところ、ご指摘いただいたところ、議論が残りましたけれども、本日、事務局としてお手元には前回、ご議論で修正についてご意見いただいた部分を修正をさせていただきまして、又、前回、文書でいただいた分については、原文といただいた修正文を両方併記で原案として今日、お手元の方に配布をさせていただきました。なお、前回、根幹に関わる点については叩き台である原々案に対しての修正について、今までの議論を踏まえて具体的に直すべきという文書でいただくよう、皆様の中で確認をされているところでございます。そのことで文書をお出しをいただくようお願いをしております、事務局としてはまとめる関係上もございましたので、先週までとお願いをしてございましたが、もう少し待つという委員の方もありましたので、座長をお願いをしまして、この火曜日までと期限を設定をさせていただきまして、佐藤委員から修正点をいただいたところでございます。なお、お手元に今日、中村委員から修正意見のペーパーが中村委員から配布をされているところでございます。これについては、前回修正案の箇所と共に今回、ペーパーでいただいている点について、ご協議を賜われれば有り難いと思っております。いずれにしても先ずは最初に前回、積み残しの部分からご議論をお願い出来ればと思っております。先程も申しあげましたように7月を目標にという7月に入ってございます。ご多忙の委員の皆様のご会議日程を合わせながらというのは大変困難な中で会議をお願いしてございます。提言のまとめにつきまして、この会議体として各委員のご協力をお願いをいたしたいと存じます。又、本日の会議、各委員の皆様、色々な都合の委員の方がおいで

ることがございまして、出来れば 4時までに終了ということでお願い出来たらというふうに思っております。そして本日の議論の中で一定のまとめを是非お願いをしてみたいと思っております。前回、前々回でもまとめきれない場合、座長、副座長及び事務局に一任をいただければというような点も念をさせてございますので、これも含めて本日ご議論の中で提案のかたちにご確認をいただけたらと思っております。事務局の方からお願いと合わせてご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局：

続きまして、私の方から事務的なご連絡をさしあげたいと思います。今、課長から今回示した原案について、ご説明申し上げました。中をめぐっていただきますと前回の第 13 回目の修正作業を皆さんにお願いして、その修正が終わったものについては、赤字のアンダーラインということで示させていただきました。さらに具体的に 16 頁以降ですけれど、教育委員会制度にかかる課題について、これは前回、積み残しというかたちで検討を今回に持ち越した部分でございますが、前回の時点で具体的な修正をいただいた分、この内容について事務局と座長の方で青字の修正案ということで青字のアンダーラインですけれど、これで示させていただきました。こういうかたちで原案を示させていただきましたので、今回はこれを元に更に修正を加えていただきたいと思います。それから皆さんにお図りしたいことですが、前回、原々案をお示しましたけれど、あれは事務局の全くの叩き台の扱いで公表をしなかった経緯がございます。今回、前回の 13 回のそれぞれの検討意見を加えていただいて、委員の皆さんの意見を反映させた原案というかたちで調製いたしましたので、もし皆さんのご了解が得られればこのようなものを公表してみたいというふうに考えております。座長、いかがでしょうか。

戸田座長：

何か異議がございますか。

清水委員：

異議じゃないですけれどいいですか。この会議は全て公開という原則で始めからやっております、前回の原々案でも公開すべきだと私は思いますし、今回も当然、前回公開されなかったは、この会議の最初からの趣旨でありますし、今回は是非公開にさせていただきたいと思っております。

戸田座長：

ちょっとそれ、誤解があるといけないですけれど、前回も前々回も傍聴者にはずっと資料は配布しなかったんですよ。膨大な量でありますから。そういう趣旨だと思います。

清水委員：

じゃあ今までの意見を報道関係に私達の意見が全然出ていなかったということですね。口だけで伝わっているということですね今は。

戸田座長：

いや、ここで伝わっているわけですね。だから今日それを改めて検討をお出しするということを図っているわけですから。

清水委員：

今までは文書で例えば色々な意見が出たのは公開しなかったということですね。

戸田座長：

議事録は全部公開していますよ。

清水委員：

議事録でなくて、それに対する資料を公開していると思いました私は。そうでないんですか。

戸田座長：

ホームページでは公開しています。

清水委員：

この場では公開していないわけですか。

戸田座長：

この場では配っていない。

事務局：

報道の皆さんには、配る範囲の資料をお渡ししています。

清水委員：

していますよね。だから報道の皆さんに今回もそうするところ、原案は報道の皆さんに配るということですね。前は報道の皆さんに原々案が配られなかったというのは、次の日になって私は新聞報道で知ったもので、あまり好ましいことではないと私は指摘したわけです。

戸田座長：

分かりました。そのまま反省になるということだと思いますので、ご了解を願いたいと思います。それではその問題はよろしいですか。じゃあそういうことで。

事務局：

ではそういうことで。今、お話にも出ましたけれど、傍聴の皆様も非常に興味を持っていただいて、原案を欲しいとおっしゃる方が沢山おいでになるかと思うんですが、今、申し上げた通り、資料は後日、ホームページの方へ掲載ということで、今まで従来通り同じかたちでさせていただいておりますので、今回についても申し訳ないですけど、傍聴者の皆さんはそういうかたちで取り扱いをお願いしたいと思います。では座長、引き続きお願い致します。

戸田座長：

いつも申し上げている傍聴席のお願いは。

事務局：

分かりました。恒例のお願いになってございますけれど、ずっと以前からお願いしています通り、傍聴の皆さんはくれぐれも静粛にお願いしたいと思います。非常に何回か前から委員の皆様から、発言しづらい雰囲気があるとのことでございますので、くれぐれも静粛に傍聴をお願いしたいと思います。

戸田座長：

それでは...

斎藤繁子委員：

ちょっとその前にいいですか。事務局にお願いしたんですが、こういう資料なんですが、訂正文の資料、メールでも何かで送っていただければなと思うんです。それと先程おっしゃられて、今来たらこれだけ佐藤委員と中村委員の資料がここに出ているんですけども、少なくともこの会議の中ではこの前の時までに私、お願いしまして先に資料を配布していただきました。それについての具体的なものは、この前の会議までにお持ちいただくということが最低のルールだったのではないかなと思っています。本当に正直申しまして、修正につきましてここはやっぱりおかしいじゃないかというのがあると思うし、これからどうしたらいいかということもありますし、ですから資料は目を通して会議が存続するつもりですので、そのへんのところ事務局はどういうふうにお考えになってしかも火曜日まででいいとい

うようなご判断をどこで、どういうふうになさっているのかということをごちょっと私としては、ここで1回、1回の会議を真剣に取り組んでいる者にとっては、やっぱり納得いかないことがございまして、今、来て、これを全部目を通すなんてとても不可能なんですよ。そんなようなところをどうしてそんなような扱いをしてらっしゃるのか、ちょっと疑問なんですよ。今までここで会議をした者にとっては、やっぱりやり方というのは、あるかと思うんですけども。

福井委員：

よろしいですか。前回の会議で確か一定の期日までに意見を出すということが合議体として決まっていると理解しているんですが事務局、違いますか。

事務局：

今、斎藤委員、福井委員さんのお話がありました。福井委員さんのおっしゃるように前回、議題の意見の中で具体的に表記のない部分については、具体的にここをこう直した方がいいと、ここを直すべきという具体的な修正文をお出しになるべきだということのこの会議の中でお話になって、それで座長とご相談の中で日にちを定めて7月3日までということをお願いをしたわけですが、佐藤委員については若干待って欲しいということがありまして、これも座長とご相談して実は火曜日までと佐藤委員からは提出ということで、この文書が出てまいったということでございます。中村委員さんにおかれては、お話いただく中で、実は今日、この場でこの書類が出てくるという、こういう状況でございます。よろしくお願いいたします。

福井委員：

今のご説明を受けて、やはり私も斎藤委員の問題意識と全く同じでございまして、事前にきちんと皆読んで臨んでいる立場の委員からすれば、合議体として決めたルールは、もう決定事項ですから、その期日に出していただくもののみを議論、審議するというにすることが筋だと思います。従って、前回の合議体で7月3日と決めたんですか。それは後ほど決まった訳ですね。それで設定した手続きに基づくルールに則った延期の事情というのはよく分かりませんが、そうであればともかく、そうでないものについてここで取り上げること自体、それは合議体としての責任を越えていると思いますのでやめていただきたいと思います。

清水委員：

前回、この会議で決まったならそれはいいと思いますけれど、後々事務局と座長で決まったのは、それは絶対おかしいと思うんですよ。それはこの会議で7月3日と決まるなら私もそれで承服しますが、そうでないでしょう。

宮尾委員：

突然、今日出てくる資料は…。

福井委員：

いずれにしても事前に出てこないという意味がないということですね。

清水委員：

原々案だってそうでしょう。今日、原案だってそうでしょう突然出てきて、そうすれば全部討議するなということじゃないか。

斎藤繁子委員：

原々案については、少し先に出してくださいということでメールできています。それで全部読んできました。

清水委員：

それはいいですけど、今日出された原案については。

斎藤繁子：

これもそうです。だから今言っている。これも先に出してくれないのはおかしいですか。

清水委員：

それは両方そうじゃないですか。これも討議するなということになりますよ。

斎藤繁子委員：

これに関しましては、最初に出してくだらないのがおかしいということですよ。佐藤さんのも先に出していただければ私も読んできますし出来たんです。今、言っていますのは、全部の資料を何で出してくだらないんですかということなんです。

清水委員：

それは斎藤さんの言う通りだと思います。全部の資料でしょう。

戸田座長：

事務局の方も色々意見があったりしたかと思いますが、基本的には前回の昼までに意見をお出しいただきたいというのがルールでした。それでその後、特例を認めたような形になった点について事務局として手落ちがあったということだと思います。それから原々案として前回に出ておりますから、今日は出ている原々案に修正が入っているだけで原案の情報は今も既に前回の時に皆さんに渡っているはずでございます。そしてそこで出た修正につきましては、前回それぞれの委員から出された修正意見を入れ込んだということでございますから、ここで初めて出したご意見ではありません。そういうことで、いずれにしても時間もありますので、進め方としては、先程、事務局からもご案内申し上げました通り、前回に引き続きまして、今日、提示しました案と申しますと 16頁の 7の教育委員会制度に関わる課題、ここを一部現状と課題につきましては、既に修正が入っております。赤で入っております。これは多分、メディアの方にはお配りいただくわけだと思いますが、ご覧いただくと分かりますように、こういうふうに真っ赤に前回の修正意見を取り込んで提言を原案をつくっているわけでございます。それに続きまして、今日も同じように具体的な修正文というかたちで進めたいというふうに思いますので、よろしく願いいたしたいと思っております。それについてですか。

中村委員：

その前に。

戸田座長：

その前ってなんでしょう。

宮尾委員：

まず予定の議題を終えてもらいたいです。16頁と 17頁を終えてから次の議題へというお話しであったので、最後までいきましょう。

中村委員：

そういう話です。それを言いたかった。

戸田座長：

それでは 17頁の修正を事務局の方で具体的なブルーで入っているのは修正意見で、まだ決定したわけではございません。先ずそこからまいりたいと思っております。17頁の教育委員会制度に関わる具体的な提言は非常にタイムリーといいましょうか、今、全国で話題になっている大分県教育委員会に始まる教育

委員会制度の根本的な問題点に図らずもニュースを委員の皆さんに入れていただいた部分でございます。具体的に提言として入っておりますので、おそらく現在の教育制度、或いは教育委員会制度を護持なさる方からはかなり強いご批判もあるかもしれませんが、教育委員会制度の具体的な提案は 17 頁の括弧に具体的な提言としてポッチが 6 つございます。その下から 2 番目のところでございますが、今まさに全国で話題になっているところでございますが、管理職登用人事については情実や縁故人事との疑いをもたれないよう客観的かつ公正な任用システムを考案し、校長の1校の在任期間をもう少し長くすべきという意見を十分に検討に値すると。そのところに前回お出しいただきました修正意見の 4 頁をお開きいただきたいと思うんですが、ここに斎藤繁子委員から、客観的かつ公正な任用システムを考案し、その一つ的手段として登用試験の導入を図るべきであると、こういう提言になっています。これを検討すべきであるという修文として入っているんですけども、先ずここをご議論いただきたいと思いますが。この点について具体的にご意見があれば。

福井委員：

管理職のことはこれは結構だと思うのですが、それよりも今、座長がおっしゃられた、大分の事件のようなことがあって、そのタイミングが過ぎたあとで出る提言だとすると、採用段階での公平性や透明性、情実の排除という教育委員会として行っている採用試験などについて、これは県が中心かもしれませんが、市としてもやはりフェアに採用された方が市内に赴任していただかないと困るのではないかと利害があるわけです。その観点から記述をしておいた方がよろしいのではないかと。表現はお任せ申し上げますけれど。

戸田座長：

そうしますと、ここはどういうふうに修文するわけでしょうか。管理職登用人事、管理職登用並びに採用について…。

福井委員：

要するに採用にあたっては透明性、公平性、情実の排除といったことを十分に入れていくべきである。表現はどうでもいいんですけど。

廣川委員：

今、福井委員が言われたとおりに、これは主体が県ですので、これを上田市の教育行政ということで提案するのはやはり無理があるんじゃないかな。透明性等は私もその通りだと思いますけれど、ここへそういうかたちで上田で教育委員会がすべきであるとか、そういう表現はあたらないんじゃないか、そういうふうに思う。

福井委員：

権限を持つところにおいて、そういうことをすることを、市当局として訴えるべきだとそういう趣旨でどうでしょう。

戸田座長：

採用権者においてはというのを入れますかね。

福井委員：

採用権者においてきちんとやるように、市としても十分な申し入れ等を行うべきである。であれば第三者のことであるということになります。

戸田座長：

採用権者は管理職登用並びに教員採用人事について、こういう説明をつければ廣川委員それは構いま

せんね。その後は何でしたっけ、公平性...

福井委員：

客観的かつ公正でもいいと思います。意味は同じです。

戸田座長：

採用権者は管理職登用並びに教員採用人事について情実や縁故人事等の疑いをもたれないよう客観的かつ公正な任用システムを考案するということであればよろしいですか。

福井委員：

考案し、その採用権者にそういうことを申し入れる。

戸田座長：

考案し

福井委員：

考案すべきことを申し入れる。表現はあとで工夫すればいい。

戸田座長：

考案すべきことを採用権者に申し入れる。この点は事務局よろしいですかね。逆に言えば私も教員をやっていたからよく分かりますが、そういう客観的な透明性の高い任用システムがあった方が採用された教員もあれは縁故で入ったんじゃないか、お金を積んで入ったんじゃないか、あらぬ疑いをかけられて非常に迷惑をするということがありますので、こういうシステムを取り入れることがむしろ現在、教職員に就いている方にとっても非常に良いことじゃないかというふうに思います。そして上田市でこのように採用権者のところにこういう申し入れをするということ自体、非常に大きな意味があるというふうにも思いますので、この点、現在のようなかたちで修文させていただきます。

その次に一つの手法として登用試験の導入を検討すべきだというのは管理職登用ですか？

斎藤繁子委員：

管理職登用です。よろしいですか。ここで話した皆さんと議論した中では校長人事については、現在、長野県では登用試験が無いという話を伺いましたと同時に教育委員会の委員さんにも聞いていない事実がありましたね。このへんのところをどうやって表現しようかなと私も思ったんですけども、これは是非、変えていただきたい。教育委員会が主体で校長人事を決めるはずなんですけれども、多分、教育委員一人ひとりに委員になっている方はそのことについて多分知らなかったということを会議の中で私も申し上げた。

福井委員：

その論点が入っていないから、入れた方がいいです。

斎藤繁子委員：

入ってないですね。これは入れていただきたいなと思って.....

福井委員：

教育委員会での意思決定の手続きを尊重すべきであるということをごどこかに書いてやる。

戸田座長：

そうですね。上のボッチのところちょっと漠然としたかたちで表現してありますけれど、もう少し具体的にそのボッチの下ですかね、ちょっと修文としてお教え願えませんかね。

福井委員：

それをいちいちやっていると時間がないと思うから趣旨だけ了解されれば、表現はあとでメールで流

せばよろしいんじゃないですか。

戸田座長：

趣旨はご了解いただけますか。

清水委員：

これは入れるべきだと思います。私はそれを提案したんですけども、やっぱり教育委員会が知らないということもありまして、

福井委員：

教育長と事務局だけで決まったものを、教育委員が追認させられるというような運用は教育委員会の合議体としての意思決定のあり方としておかしい、ということはまさに議論があったところですね。ここは丁寧に書いたほうがよい。

戸田座長：

失礼しました。おっしゃる通りで、ちょっと事務局の方メモしておいてください。

福井委員：

採用も一緒になると書く場所が違うのかも。全部分けた方がいい。それもあとで工夫すれば良い。

戸田座長：

この管理職の登用試験を、この登用試験というのは管理職ですね。管理職の登用試験を何らかのかたちで導入を検討するということはよろしいでしょうか。

廣川委員：

登用試験、現在、面接試験を行っております。全く登用試験を行っていないという趣旨ではないように思いますが。

福井委員：

より客観的な登用試験の導入を検討、ならいかがでしょう。

戸田座長：

確かに議論の時もそうでした。面接があります。ですからそれにもう一つ客観的な基準を設けると。

齊藤忠彦委員：

先程、廣川委員から話があった点で、上田市独自で人事ができるわけではありませんので、こういうふうな提言が果たして適切かどうかということが私は疑問なので必要ない、とこの部分は思います。

戸田座長：

導入を検討することをここも採用人事権者に申し入れる必要もないと。

齊藤忠彦委員：

登用試験という言葉が上田市独自でというふうに仕切られてしまっっては、好ましくないんじゃないかとちょっと危惧している。

福井委員：

採用権者においてより客観的で公正な登用試験導入を検討するように申し入れるというわけですね。

戸田座長：

前半と同じ表現ですか。採用権者である県の方に申し出る。

齊藤忠彦委員：

採用権者である県ということであれば…。

戸田座長：

今までこのテキストの中でも話がなかったものですから。それからもう一つ、教育委員会の問題で運用上の事後承諾でなくてという話は文章にする。それで 18 頁のその他の提言のところでございますけれど、外国籍の生徒の現状と課題についてというところで、これは事務局、どういう、どっちが、修文の方ですか。

事務局：

上の斜がかかっている部分、これが従前の文です。

戸田座長：

斜のところに対する具体的な修文として、

事務局：

最後の頁、5頁のところですよ。

戸田座長：

廣川委員から提示されたところでございます。これを拝見しますと、修文は原々案の上を書いてあるのが下にきて、下に一般的というのが上にきて、ちょっとご説明願いたい。

廣川委員：

よろしいですか。私の方で説明いたします。これは大変大事なところであるということはよく分かります。ただ、ここに上の文にその他の提言ということでありながら、利用券制度活用のようにという文言が入っております。さらにここに通常児童より優遇措置、これが合意されているかということは非常に疑問であります。そこでパウチャーという面からではなくて、もっとグローバルに考えて上田市全体として考えていく必要があるんじゃないかと、そういうことで特に青い色の上から 4 行目の後半、外国籍住民との共生を目指す地域づくりの観点、地域づくりという観点から広く外国人就労に関係する企業側との協力を得ることが望ましい。そういうふうにつけ加えて、上の段を下に置いて利用券制度と優遇措置を省いたらどうか。ということで提案してあります。

戸田座長：

ポイントは利用券制度活用のように受け入れられた学校への予算配分は通常児童より優遇措置をつけること。この箇所が問題なわけですね。これはそうするとどうしましょう。利用券制活用のようにということで、これは必ずしも利用券制を導入していなければ制度化されていなければ、ようにという形容詞は不要になるわけで、要するにこれは通常児童よりアドバンテージをつけないと結局、具体的に学校としては、そういう外国籍児童に対して対応できないだろうという配慮からだと思います。これはボランティアの方に来ていただいた時のお話の中にもそういうようなお話がございました。だから広く企業だとか或いは地域のボランティアや皆さんの協力を得ることは無論ですけど、行政措置としても出来ればそういう財政的な配慮をするというのが望ましいのではないかとということで、これが入っているわけでありまして。ただそれは財政の問題でございますから、私どもの方としては是非ともそういうふうにはやれということ、そこまで言えないわけで、それは財政当局が最終的にはお考えになることですが、ここに入ってなければ当然それは提言にならないわけですから、財政措置を行政が配慮することにはならないわけですよ。それでもいいのか、という問題だと思います。提言というのはそういう趣旨だと思います。

廣川委員：

ただ、利用券制度活用のようにという表現でいくと、やはりこの優遇措置が利用券制度に関わる優遇措置というふうに私は捉えます。

福井委員：

いいですか。廣川委員のおっしゃることも分かりますので、例えば、廣川委員の外国籍住民との行政及び地域づくりの観点からというのは大変結構なご指摘で、これを取り入れて、それで青字をベースにした上で外国人就労に関係する企業・事業所などの協力を広く得ることが望ましいの後に、なお、学校への外国籍児童を受け入れた学校への予算配当については、格段の配慮をすべきである、というような、さらっとした表現で配慮をつけ加えるということでも十分趣旨は達成出来るかと思います。

戸田座長：

はい、この問題ですか。

齋藤繁子委員：

多分、その他の提言の中で外国籍児童の現状というのは、浅井さんの発表を元に多分つくられてらっしゃると思うんですね。私、別の方のボランティアで外国籍の方を現状をちょっとヒアリングしました時に現行の上田は多分それについて若干よそよりもつけているんですけども、現行の制度で困っている外国人の方が結構多く出てきてしまったということが合併によって出てきたということをお聞きしました。それと同時にやっぱり学校としても結構負担なんですよ。財政的な負担もありますし、先生をどうやって確保するかっていうのは具体的にやらないと非常に今の状況だと由々しき状況じゃないかなと思っていますので、このへんはかなり、これは市長の政策的なことに関わりますので、ここの会議としては多分、切り込んでもいい部分ではないかなと私は考えます。だから、文章は優遇措置ということをやっぱり入れていただいた方がいいんじゃないでしょうかね。

福井委員：

通常児童より優遇措置と言わなくても格段の配慮をすべきであるということと同じ意味かなということこの点を申し上げます。

齋藤繁子委員：

さっきの企業を取り込むというのは私も賛成です。

戸田座長：

それじゃあここでこの問題は落ち着いたと思いますが。

廣川委員：

2点目の方でかなりこれは上田市は他市町村から比べると措置はとっていると思います。ただ更ということは大なることだなって。通常児童よりとか、そういう個に対してじゃなくてやっぱり学校にという形が望ましいかと思います。

戸田座長：

これはちょっと一言余計なことで申し訳ない、全国のある有名な経済雑誌が上田市を名指しで一番外国人児童の不就学児童が多いと書かれていた現実もございますので、やはり特別なケアをすることが必要じゃないかと、こう考えたわけでございます。それじゃあその問題はそのようにいたします。次ですが、廣川委員の学校利用券制度の末尾で同様の提言をしているので重ねて触れる必要はない。これは19頁の最後ですね。

廣川委員：

今、私、利用券制度については、反対の立場でありますけれど、さらにここにあげてくること自体がおかしいんじゃないかと。最後にこの協議会において、先に提言したところに学校利用券制度について出てきているので、ここで補足する必要はないとそういうふうに思います。

戸田座長：

分かりました。15頁に戻ります。利用券制度のこの間修正した赤いところですね。本会には積極的賛成の語句を消して、現在日本ではまだ制度化されていない現状がある。又十分な理解にたたない局面もある。しかし教育弱者を救済する措置として、又予算の合理的な使用という面からも有効なシステムと考えられるため、限定的な導入などを想定し市長部局は教育委員会と協議の上、研究する必要がある。ここに修正したところでも触れているので、ここで更に触れる必要はない。こういうご趣旨でよろしいですか。廣川委員、よろしいですか？

廣川委員：

はい、利用券制度のことと関わってきますので、ここではそれでいいです。

戸田座長：

そこを削除するというところでよろしいですか。

齋藤繁子委員：

私も二重にやる必要はないと思ったんです。でも保護者のアンケートの実施と合同協議会の設置というふうになってますよね。保護者のアンケートの中に私は利用券制度、私もいいとか悪いとか分かりません。まだやっていませんので、ただここで何故、このような問題が起きてきたかということを知徹底するために、少なくとも研究すべき、多分、政策をなさる部署においてはこういうことを研究すべきであるし、それをやった方が効果があるのかというようなことを相当強く、やりますという話だけじゃなくて。

福井委員：

それは15頁にも書いてあるので、意味は同じで、わざわざこちらで書く必要がない。

齋藤繁子委員：

アンケートの実施の中にそういうものを含めていただきたいというようなものがあつた。

福井委員：

それはアンケート上の設計上の問題なので、多分、19頁の問題ではないと思います。

齋藤繁子委員：

分かりました。

戸田座長：

ということでございますので、ここは齋藤委員、削除ということで。それでご提案しました提言書原案についての具体的な修正は一通り終わりました。

さて、それで次が具体的な修正ではないそもそも論を少しペンディングにしてきておりますが、これをどういうふうに扱えばいいのかということが最後の妥協点というか、お互いに歩み寄っていただいて、最終的な案をつくりたいと思いますので、両方で歩み寄っていただきたいと思いますが。例えば、中村委員の方で具体的な修正としてここをこういうふうにするという方がございますか。

福井委員：

決め方のメニューを考えた方がいいと思います。本来なら時期に遅れた攻撃防御といいますが、議論の効率からするとやはり期日はきちんと守っていただかないと困ると思うんですけれども、議論は議論として実質的な議論をするのはいいことだとは思いますが、それはそれで一定の扱いはせざるを得ないかもしれません。まだよく拝見出来ていませんけれども、全文削除とか、そういう議論が無かったことにする意見。それは有り得ないと思うんです。要するにこの会議の中で誰かが何かを言っていて、そ

れについて一定の位置づけをしているという、そういう声があったという事実は消すわけにはいかないわけですから、誰かの意見を無かったことにクリアするといった意見はやめていただきたい。そうではなくて、ここに書かれている意見では一面的だとか、或いは自分は異論があるというのであれば、そういう意見に対する反論とか批判とか、コメントというかたちで付加的に出していただく。そういうかたちでの建設的、具体的な修正案としてちゃんと論点の対立が分かるように直していただくというのが前回の会議でも確認されたことだと思います。自分以外の誰かが言っている意見は気に入らないからそこは削ってくれ、という意見は全て取り下げていただきたい。ないしは取り下げられないのなら無視していただきたいということです。それはここで議論することではないと思います。

日比委員：

合意されてないとおっしゃる部分が多いですけど、合意されてそれなら何をもって中村委員はどうしたいのかというご意見、修正案が書かれていないんですよ。今回、ここにいただいた修正案がそれなのかもしれませんが、ここでいただきました資料をすぐに読んで色々考えるということはちょっと無理なので、合意されていない、合意されていないと書かれていますけれど、修正案をきちんと書くべきであったのではないかなと思いました。

宮尾委員：

この以前、前回出されたもので合意されていないことに関しての話合いというのは置いてきたので、これに関しては、事前に出されたものであるので、この部分で合意されていないことであると思っていただければ、その件に関しての福井さんが言ったコメントとか、日比さんが言ったような感じの修正案に直せば中村委員が言っていることが通っていくのではないかなと。文章でどのようにこの部分を表記したらいいという案をいただいて出された、全員が同じ土俵でその日までに出てくださいますよと言ったこの原案に対する修正というのを元に話し合っていたらいいんじゃないかと思う。今日、突然出された中村委員のものとか、佐藤智恵子委員のものは、その後でどうするかというふうに考えた方がいいのではないかというふうに思います。

戸田座長：

ちょっと私も混乱しましたが、そういう趣旨で前回出された中村委員の合意されていないものの中で具体的に中村委員がこの箇所についてはこういうふうに修正案出来ないかというご意見があればそれについて検討するというのでどうでしょうか。というのは、これをご覧いただきますと、傍聴の皆さんまで配る枚数が無かったわけですが、賛否両論をかなり詳しく真っ赤に修正案まで書いてきています。前回、この場で出されたものも事務局でそのように表記していただいているわけです。一方的な一つの意見という、それに対して反論は必ずこのように載せておりますので、その反論があれば、中村委員、こんなかたちでおっしゃっていただくといいかなと思いますので、そういうことで進めたいと思います。

佐藤委員：

お願いします。前回、この会議のときにメールでこの原案がきましたけれど、それはこの会議が始まる5日前にそれぞれの委員に来たと思います。私はその時に3日間出張でいなくなりますので、その提出には間に合いませんので、対案ということで出させていただきますということで、修正には間に合いません。それでただ文面できただけで、これがどうやって書かれてどういう目的かを趣旨で書かれたかもご説明いただきたい。ただ文章だけでは分からないので、ご説明をいただきたいということを局長さんの方にお話ししたら、では当日説明しますということでした。それで間に合わないのとありあ

えず対案だけは出しますけれど、個々についての修正案を出していただきたいという、その後ですけれど、会議の後におっしゃったので、じゃあ出しますということで出しました。それは8日までにということだったので、8日までにそれは出しました。ですのでこれは私の一生懸命考えて出した意見ですので、是非、この会議の中で扱っていただきたいと思います。もしそれが駄目なら対案を。しかも今日、事務局がメールで出したんですけれども、この対案はここでは取り扱わないので、預かりにさせてくれということでした。それで私の椅子のところに資料が置かれていて、何でこれを皆さんにお配りいただけないんですか。前回に皆さんにもお配りした資料ですけれども、これはこの会議を終わった後、佐藤さんが個人的に皆さんに配ってくださいと言われました。先程のお話を聞けばここでもう会議を終了するのに、じゃあこの対案はここで会議を終わった後に皆さんに配れということだったら全く取り扱われられないということですよ。これは委員として出した意見を全く無視されてしまったということで、この会議の趣旨からは外れてしまうんじゃないでしょうか。

宮尾委員：

佐藤委員の言った意見が全く無視されるとか、そういうことは無いと思います。ちゃんと私達、話し合いをしてきましたし、議事録の中に佐藤委員の意見がちゃんと残っていますし、ただ佐藤委員にとって原々案が私達が言った意見が入っていないというような思いがあったということで、終わった後で出されたということですから、全く事務局は佐藤さんの意見を無視して作ったわけではなくて、議事録を通して作ったわけですから、無視はされていないので、この部分をこういうふうに表記されれば分るとか、そういう風に叩き台を元に出された方が私達としては、一緒に話し合ってきた者としてはやりやすいですし、全く佐藤さんが新しく持っているものを、これでどうでしょうと言われても、それは佐藤さんのご意見なので他の者は意見はある意味入っていないということになりかねないですよ。

佐藤委員：

ですから私が出したのは今までの議論の中に出てきたものをまとめたものです。前回の時に次回はこれも取り扱いましょって議長さんもおっしゃいましたし、議事録にも載っていると思います。でも今回はこれを無視しますということで、終わった後に配ってくださいという方法はおかしいんじゃないですか。

戸田座長：

前回、取り扱うと私は申しませんよ。

佐藤委員：

事務局もこの続きからやりますし、対案も出されていますということで...

戸田座長：

事務局としてはそれでは抽象的だから多分具体的な修正文で出してくださいとお願いしたんじゃないでしょうか。そのこと自体もルール違反なんですけれども、ちょっと事務局説明してください。ここで私がそれを次回やりましょうなんてことは申し上げていないはずですよ。

日比委員：

続きをやるっておっしゃたのは、この17頁からの話だと思います。

佐藤委員：

勿論、この続きからやりましょうと。それから佐藤さんから出しているこれもありますのでもう一回、この原々案の途中で次回やりましょうということですよ。

日比委員：

前回の続きというのは 17頁からですよ。

福井委員：

事務局の些細なミスをここであげつらっても仕方ないので、要するに中味をまとめるための会議ですので、内容のまとめ方の議論をさせていただきませんか。もう一度確認ですが、要するに誰か他の人の意見があったことを無かったことにすることは絶対にルール違反ですのでやめていただきたい。これを先ず大前提とした上で自分はこう考えると、自分は他の方の意見のここにこういう理由で異論があると、その意見を出していただくということだと思いますね。それを本来もうちょっと早く出していただいて、皆にメールなりでまわっていただければちゃんとそれについて、このコメントはこうだとか、再反論とかを言えたわけですから、あまりにも具体的なご意見が出てくるタイミングとして遅すぎますし、拝見するととにかく「合意されていない」、の代わりに削除、削除、削除と並んでいるだけで、全く建設的でないように見えるものもかなり見受けられるように思うんですね。ご自身の意見がどうであるということについて、それは別にそういう意見があったと書くことは提言としては事実としてあったのであれば結構だと思います。ただ、ご自身の意見を全て報告書に盛り込んで長大なものにするかどうかというのは、それは正に合議体として決定すべき話でありますので、大まかな原案をベースにして、だけどこにこういう異論があるとか、自分はこう思わないとか、あるいは自分を含めての意見としてこういうふうに言われるのでは困るからそこは直して欲しいとか、そういう具体的な私たちの意見で特に根幹的なものだけをここでポイントとしてお示しいただいて、具体的な修文については後ほど細部にわたる調整ということで、じっくり座長、事務局とそこご当人とやっていただく。こういうやり方でどうでしょうか。

戸田座長：

基本的には今日、この場で先程から申し上げていますように、提言書の原案を作りたいというわけでございますので、出来るだけ具体的に修文というかたちでお願いしたい。こういうふうに思います。それで先ず順序としますと、中村委員が前回、お出しいただいたもので、合意されていないというそもそも論の中で中村委員としては、その中で具体的にそれについての原案の文言でここはこういうふうという修文意見があれば、それを出していただくと、そういうことでどうでしょう。

中村委員：

前回、合意されていないというふうに出しまして、具体的な文でということで依頼を受けたと認識しておりまして、是非そういう方向で考えていきたいと思って今日、資料を出しました。

先ず、有識者会議の目的と役割というところの前段はいいんですが真ん中へんに原々案の方です。原案もそうですけれども、生活者起点、イコール学習者私見というようなことは合意されていないという私の認識ですので、もし入れるなら皆さんが合意している設置要綱の第 2条ですねそこに書いてありますけれど、それがこの会議の基点じゃないかなと、入れまして、あと後半部分は一番最後の委員についてというのは、言いたいことは要は個人として自由に意見を述べるということにしたというふうに簡潔に書きました。色々書くと私の意見を言いたくなるので。というのでどうかということです。

戸田座長：

これは市長のお話を、私どもは市長の命を受けてやっているわけですから、市長が生活者基点を学習者基点とした前回、12回に来られた時もやはり市長は同じように学習者起点を使っておられました。ですからそれを使っただけですねこれは。

福井委員：

これは事実関係ですから原案で何の問題もないと思います。

戸田座長：

これは事務局、確認してありますね、これは。

斎藤繁子委員：

この前もおっしゃられたので線を引いてみましたけれど、ここに市長おっしゃっているんですね。生活者起点による創造と挑戦、あるいは未来を見すえて今何をすべきかそういう具体像を表しているということと同時に最後に学ぶ側からの目線、学習者起点、こういった理念の基、子どもの目線の中で教育改革を、とおっしゃってらっしゃいますので、最初の議事録を読ませていただきました。その中にもきちんと書いてありますし、この会が立ち上がったのは、政策的な提言を市長は多分期待してらっしゃっただろうと思いますので、このへん私たちはそれを受けて会議をしていますので、やっぱり入れるべきではないでしょうか。

福井委員：

これは合議体で議論したとか、決めたということではなくて、何を諮問されたかという事実を書いているところですから、事実は曲げるわけにいかないということに尽きると思います。

戸田座長：

中村委員、そういう理解で。

中村委員：

市長の意見ということは分かりますが、しかしこの会議として、この2つの座標軸の中で議論することにしたっていう、そういう限定だったらどうかなというふうに私は思っていて、もう少し

戸田座長：

ちょっと待ってください。それねえ市長の文言をそのまま事実としてその枠の中でやっているんですから、逆に枠から離れた議論をしたらそれこそおかしいでしょう。その事実を否定されたんじゃ、この会議そのものが否定されることになりますよ。ですからそれはむしろその会議の市長から与えられたミッションを理解していないということの不明を恥じるべきですよ。これは事実に基づいていきたいと思います。

中村委員：

議事録の中で、先日私が出した中でもそういう言葉ではなくて、いろんな言い方で発言しているんですけども、やはりこういう2つの座標軸の中でというようなことで確認されていったという理解を私はしていない。

戸田座長：

それはもう事実の問題ですから、そこにありますから。今も議事録を確認してもらいましたけれど、12回に市長が自ら口で申されたことなんですけれど、それでも駄目なんですか。

宮尾委員：

もっと中身の方が重要になってくるので、市長がこのように言ったということで事務局の方でまとめてくださって書いた目的と役割なんですから、委員さんはそのことを元に今まで話し合ってきたんですから、そんなにこだわらなくてこのままでいいじゃないですか中村委員。背景と目的と役割ということで背景とか述べられているので、そこでそんなにその言葉を合意するとかしなくても思いは入っていて、市長が言った言葉から書かれているなら、それでいいんじゃないですか。

戸田座長：

ということでこれは問題ないと思います。あと、中村委員、他にございますか。

中村委員：

市長の意見はわかりましたけれど、この会議ではということで申し上げます。それから一番最後の方はもっとスリムにまとめたらどうかということで、委員については個人として意見を述べることにしたというだけにしたらどうかと。

戸田座長：

もうちょっと具体的な言葉で、提言の部分とかそういうところではありませんかね。

中村委員：

4頁ですね。

福井委員：

内容といいますが、もう少し根幹的な部分で脇よりは本質的なところを先に。

戸田座長：

本質的なところで修文するところがあればどんどん修文しなきゃいけないと思いますので。前回出していただいたところの中で具体的なご意見として表現出来ることについておっしゃっていただきたい。

中村委員：

6頁、議論の前提となる基本的な現状分析ということで、一つの例が出されているんですけど、こういう前提というのは、合意されていないと私は認識していて、上田市の教育の現状をよく分析してそういう課題を明らかにするということから始まったので、一つの例だけを出して前提となる基本的な現状分析というようなことでもしこれを書くのだとしたらいろんな意見を出すというのがいいんじゃないか。

戸田座長：

これはいかがでしょう。

福井委員：

特定委員の意見をどうこうというよりは、こういう発言もあったということ踏まえて会議としては、例えば学習者の立場の視点に立つのが出発点だと書いているわけで、その認識に誤りがあるということであればちょっと議論した方がいいと思うんですけども。委員の発言がどうのこうのというのは本質的な部分ではないです。

戸田座長：

だから会議のミッションとして市長が言われたように、教育委員会や学校や教員の都合や立場じゃなくて、学校で学ぶものの立場から考えましょうとそういうミッションを市長から与えられているわけですよ。従ってそれに関する委員の問題提起的な発言がございましたので、シンボリックだというわけでこれがここに出ているということだと思います。ですからその基本的な認識はお互いに共有しているんじゃないかと思います。

清水委員：

確かにこれを言われた方は事実を言っていると思いますけれど、この問題については様々な見方もありまして、私も多少検証させていただきました。多少、異論がある人もいるものですから、あまり個人の意見を表記するということは、私は中村委員と同じでちょっと気になることです。

日比委員：

個人の意見を表記するのではなくて、たまたまきっかけとして要するにテーマとして取り上げていた

だいたいのことだと思います。

清水委員：

だから確かにこういう事実はあったと思いますけれど、検証みたいなのをしていくと、色々な意見が出てくるもので、ちょっと私は危険だなという気はしています。

日比委員：

ではこの事例ではなくて、また他の事例あと 15、20出すというのはいくらでもございます。

清水委員：

いやその事例もですね、例えば、日比さんが出された事例を様々な他の人の検証とした上でやっぱり公式文書でございますから、非常に難しいと思うんですよね。だからそういうところで、例えば、個人の思いを入れれば私も小学校の3年から6年まで実は学級崩壊の中で来た。でも、果たしてそれがここにあるかということで、僕も入れてもらいたくないと思いますし、ただ個人の思い入れが強すぎるかなと公式文書には。そんな気がします。

日比委員：

ただこういうことが繰り返されている部分があるというので、そういう子どもをつくってはいけない、先生からいじめがあってはいけないということで、出させていただいたんだと思います。ですから個人の意見が強とおっしゃられれば確かにそうかもしれませんけれど、二度とこういう先生方や子ども達同士のいじめが無くなって欲しいという意味合いと願いを込めてそれを出していただいたと思います。

戸田座長：

それで根本的には先程の大分県の話が出てきましたけれど、そういう教員の任用についての不祥事の温床となっているのは、むしろ教育委員会全体の隠ぺい体質みたいなものも問題になっている。これはまさに清水委員のご指摘の通りだと、このエピソードが清水委員が提言なされた教育委員会制度の改革へ真っ直ぐ繋がっているわけなんですね。変な言い方ですけど、文句をつければいろんな点が問題があるかもしれませんが、非常に適切というか切実な発言だというふうに理解して載せたということでございます。

清水委員：

確かに隠ぺいとか、中々進まないということは、私も具体的に聞いておりますから、その例としては載せるのも意味があるかもしれませんけれどもちょっとね。

福井委員：

対案ですが、要するに今の位置づけですといきなり発言が出てくるので位置づけが分かりにくいということがありませんので、順序を入れ替えて、この学習者の立場と視点に立つことこそがこの会議の出発点だというくだりを先に書いて、なお、その論点に関して次のような委員会での発言があったことを参考までに掲げる。こういう位置づけであれば事実を提示したことになり、関連する論点として問題がないと思います。

佐藤委員：

確かにこれ、インパクトが強い発言ですので、皆さんびっくりするし、意外な時に日比さんが発言された時はすごくショックは大きく、これは大事な問題だと受け止めました。ですけど、この時、議論の前提となる基本的な現状分析ってここの頭にありまして、現状分析というのがいつからいつまでのことを現状とするのかによってまた変わってくると思うんですね。今、申し訳ございませんけれど、日比さんのお子さんが中学の時だったんですね。それが今現在のことでしょうか。それとも何年前のお話ですか

これは。

福井委員：

分かりました。こうしませんか。議論の前提となる基本的な視点というふうにタイトルを変えればよろしいのではないのでしょうか。それでさっきのように参考の発言であるとすれば辻褄が合うと思います。

戸田座長：

この点ですか。

宮坂委員：

一つの例としてこういう問題を取り上げるのは大事なことだと思うんですけど、この基本的な現状分析というところによると、ちょっとそれだけではこんなに大変な問題を論議していくのにはちょっと狭すぎるような感じがするんですね。もっと広い立場の教育の今の上田市の問題点をもっと広く見たところからどうしてもこういう学校選択制だとかバウチャーだとかのものを考えなければならないんだという、そういう必然性、必要性みたいなものがこのところに出てこない、研究するのははじめの問題からか、それはとても大事なことだと思うんです。弱者ですから。だけれども議論していくにはインパクトが弱いと思います。入れ替えてやれば少し緩和されるかなと思いますけれど。そうするともうちょっとこの問題だけじゃなくて違う問題を出していただきたいなと思います。

宮尾委員：

現状としての問題はこの後に学校教育への不満、不信とか、様々あの時も検討をしていったので、それはこの後にどんどん出てくるわけですから、日比さんがここでおっしゃった、委員として保護者の立場として言われたこのご発言というのは、とてもシンボリックな大切なものなので、どこかに私は入れた方がいいんじゃないか。委員としてもショックだったというような思いで提言として、このくらいのことはあるということ市側に訴えていく意味でも最初に出ちゃうから現状分析というところではこれだけではないんでしょう。他にも一杯あるのにこればっかみたいなイメージになるかもしれませんが、先程、福井委員が言ったように今回の議論の大前提にはというのを上にして、そして第2回目の日にはこういう意見があったというかたちで載せていただいた方が保護者の会というのはこういう会の一番の基点になっていますから、これをどうにかインパクトを深く市に伝えるかとしたら、私はこれは絶対に入れていただきたいというふうに思います。

福井委員：

そもそも論より、文書の書き方をここでは議論しましょう。どう直せば納得するのかという提案の出し方をしませんか。

佐藤委員：

委員の発言がありまして、この後にそれが例外ではないところに問題あるとか、これは10年前の事実をおっしゃっているのをここにあげて今、これが立ち上がったのは10年前からってなってしまうよ。それだけを取り上げれば。

斎藤繁子委員：

いいですか。昨日の新聞に同じようなことが出てるんです。子どもの心を守るって言って昨日の新聞ですよ。これ上田の匿名希望の主婦の人が出しています。「先生と友人の心ない言動に深く傷ついた我が子は不登校になりました。」という記事が出ているんです。これは象徴なんですよ。だからこういうようなことが現在も10年前もあったと書いたりしないで、現在も続いてますよということなんです。だから結構衝撃的なところもありますけれど、こういうようなことが私はまだあるのかと、やっぱりこ

れはきちんとやらなきゃいけないなというので、日比さんがおっしゃられた時、私は物凄いショックでした。「こんなことがあったの。うそでしょう。」というのが実際なんです。親の気持ちからしたらこれは非常にショックと同時にこれは何とかしなきゃいけないという、そういう問題意識は物凄く持ったと思います。

福井委員：

すいません。まとめることばかりで申し訳ないんですが、要するに佐藤委員の例外ではないというのは言い過ぎだというのは、必ずしも例外ではないというふうに入れておいて、さっきの順序と標題を変えるということではいかがでしょうか。

宮坂委員：

とすれば、書き方として、(1)、(2)とあってありますよね、だからその上の文章も例えば不満と不信について(1)のそういうところならば、その中にそれを入れてもらうとか、そういうようにして。

福井委員：

それでもいいんじゃないですか。(1)の中でもよろしいですね。

戸田座長：

どう、この切実な思いがかなり私も共有させていただいて、学校でいじめにあったり、不登校になっている、そういう現状を何とか改善していきたいというのは皆さん共有してらっしゃると思いますね。ここはちょっと入れ方がおありですから、今、おっしゃられたようなことは(1)の下へですね。じゃあよろしいですかね。

齊藤忠彦委員：

私はですね、この事例を入れることには反対です。この事例についてはご意見が出ましたが、前回の修正意見というところで廣川委員からも、中村委員からも、私からも出したんですが、前提となる基本的な視点とお話をいただきました。したとしても私達が前提としてきている事実は無かったのでないか。勿論、この意見は非常に大事な意見なので一つとしてはいいんですが、複数の意見の中の一つとしてならいいんですが、あまりにもインパクトが強すぎてしまって、これは客観的な捉えになっていないのではないかなと私は思います。

福井委員：

私はその意見は理由が無いと思います。ここは要するにイントロダクションでありまして、その発言の真偽だとか、或いは発言内容の事実の検証だとかという論点ではなくて、要するにそういう問題提起があったということは我々も念頭に置きながら出来るだけ学習者の思いのことを考えようではないかという例示です。これを無くすということはちょっと考えられないと思います。先程、収束しかけたように何もこの見解自身を前提としているわけではないのは当たり前のことでもありますので、きっかけとなった発言として紹介するというので(1)の末尾に参考として掲げるということで何の問題もないと思います。これ以上延々と堂々巡りの議論しても仕方がないので、それでいいか悪いかで決を採っていただきたい。もしまだ異論がおありのようでしたら。

戸田座長：

先程の折衷案で宮坂委員のもよろしいかと思えますけれど、どうしても嫌だというのはありますか。

福井委員：

挙手をしてどうしても嫌な方と、これでいいという方と挙手で決めていただきたい。

戸田座長：

はい、分かりました。宮坂案で賛成の方、反対の方、私も入ると思いますが。

宮坂委員：

これだけじゃあちょっと弱いと思うんです。もうちょっと上田市の現状分析はここに(3)、(4というふうになってこないと順序を変えただけでは、それはいいんだけども、私が一番始めにお願いしたようなものが実現しないかなと。

福井委員：

例えばどういう事例というご提案ですか？

宮坂委員：

例えば、学校選択でどこかの学校に行きたかったんだけども、上田市では認められていないとか。こういうふうで一生懸命やっているんだけども、お金が足りないから相談して何か考えていかなければいけないとか、そういうようなものが現状分析に入ってくれば、そうすればそれについてということになるから筋が通ってくるかなと思うので、これだけではちょっと間口が狭いのでは。

福井委員：

じゃあ今のような実例か、或いはそういう問題もあるということを含めて追加してはいかがでしょう。

戸田座長：

分かりました。今のようにひっくり返して(1)のところの学校教育への不満と不信についてのところをもう少し書き足す、付記するというところでよろしいですか。

日比委員：

付記するとおっしゃられても、どういったことを付記するんですか。そのいじめに対してですか。それとも学校選択ですか。それともバウチャーですか。そういうことも色々ありますよね。

福井委員：

私の理解では、学習者の立場という観点からみると選択制についての要望みたいなことがもしあるんだとすれば、そういうものを付記するというふうに受け止めたんですが。

宮坂委員：

別に学校選択制のことじゃないんです。そうじゃなくて、私も昨年、ちょっと欠席していたので、いけないんだけども、現状分析をしなければいけないということを2回ぐらいの時に大きく言われましたね。その後がどの様になっているかがちょっとしっかり掴んでいないからいけないけれど、そこらへんがあるんじゃないでしょうか。

戸田座長：

その後、教育委員会の方からお越しいただいて、不登校だとかいじめの現状についてのデータがありました。

宮尾委員：

提言書には無いですが資料としては会議でやった時に全部付いてましたよね。

戸田座長：

資料と議事録は全部市長の方へ提言と一緒に出します。ちょっとここだけ関わっててもあれですので、議論が五分五分でしたから、これは事務局の方で預らせていただいて、基本的には発言を下の方へ次のような意見を参考にあげるといふ文言を入れてなおかつ学校教育の不満と不信については今の宮坂委員の発言を出来るだけ趣旨を生かしてそこに2、3行付け加えると、そういうことで日比委員の方、了解いただけますか。そういうことでお願いしたいと思います。後、30分程でございますので、中

村委員の方、どこでしたっけ。

中村委員：

6頁のところ(1) 内閣府による保護者アンケートですが、この間の時もアンケートというのは、内閣府の作ったアンケートであって、上田市の現状というふうには言えないというふうに思っています。

戸田座長：

これは、上田市の現状と課題は教育委員会からの資料を出していただいています。それから国のやつは全国的な動向ですね。そういう意味ですからこれは別にアンケートですからファクトを入れる必要はないというご議論はあまり意味がないような気がするので、もっと他のところで具体的な提言でございませんか。

中村委員：

もし入れるなら丁寧な解説が必要かなと私は思うんです。例えば、不満を感じている保護者は3割ですけれど、逆に満足な保護者も3割います。という結果だったし、

戸田座長：

もう少し詳しく。

中村委員：

学校教育ということですから、例えば、私達は学習指導要領に沿ってやっているというようなことで、そういうカリキュラムに沿ってやっているわけですから、国の政策を含めて多分学校教育に対して不満を感じている保護者が4割だったというふうに私は理解しています。

福井委員：

そういう議論は、ここはこう直して欲しいと言えることについて、どうしてここで対案を示さずに抽象的な言い方をされるんですか。要するに詳しくするのは構わないと思いますが、そうであればこういうふうには直して欲しいともっと言うべきですね。事前の段階で、ここで議論することではないと思います。必要なら後ほど出てきたものを事務局で斟酌して事実関係が正確な前提で詳しくされればいいことだと思いますが、そうではなくてここで今、おっしゃっていただきたいのは、誰かの意見とか事実を無かったことにする、要するに削ってしまえという意見ではなくて、自分はこういう意見だということがあるのに、それが載っていないから書き加えたいということがあるならおっしゃっていただきたい。

戸田座長：

再三そういうふうにお願いをしておりますが、これは保護者アンケートは既に皆さんにお配りしてあるわけですから、中身について詳しく載せなかったのはそういう趣旨で他意はございません。それでは他に具体的なところでどこかありましたか。中村委員の方で。もし無ければ佐藤委員の方で...

中村委員：

あります。10頁の教員評価制度について書かれています。私の資料は3頁です。

戸田座長：

10頁の具体的提言はどこが問題だとしたんですか。ここはもう前回、修文をしてあるところなんですけれど。

中村委員：

真ん中への長野県の新しい教員評価制度が平成18年度の思考を経て実施されているが、.....児童、生徒、保護者による評価は実施されていない実情にある。この児童、生徒、保護者による評価は実際でないという点では評価制度というのは、評価を行う場合に児童、生徒からの意見、要望の把握、児童、

生徒による授業評価と同僚との意見交換等というふうに要綱に書いてある。この会議でも説明しましたので、要綱に書いてある言葉を入れたらどうか。

福井委員：

ここに書いてあることは間違いなんですか。

中村委員：

実施されていない実情にあるというのは間違いだと思います。

福井委員：

児童、生徒、保護者が直接記入する評価はなされているんですか。長野県で。教育委員会にお聞きしているんです。

事務局：

申し訳ありません。今日、教育委員会事務局は出席しておりません。

福井委員：

じゃあそれは事実関係を確認した上で事実関係に即して修正すればよろしいんじゃないでしょうか。

中村委員：

この文章は評価は実施されていないと書いてあるので、直接、評価は実際に無いと書いてあるのでそれは違う。

斎藤繁子委員：

やっているんですか逆に。

清水委員：

今まで真田町では具体的にやって、大塚先生にここで説明していただきました。ただ合併したもんですから、今、現状は上田市でやっているかどうか分かりませんが。

福井委員：

すいません。これも具体的な修正案を出していただかないと極めて時間が非効率なんです。そういうことであれば、こう直せばいいという案を持ってきていただくべきです。先に佐藤委員のをやっていただけませんか。それまでに発言を整理していただきたい。

中村委員：

私が持ってきた資料の3頁にこう直したらいいかというのは書いてある。

戸田座長：

それ今日、持ってこられたやつでしょう。それをもう少し具体的に考えていただいて、その間に佐藤委員、お願いします。

佐藤委員：

現原案の方でいくのか分からないんですけども。

戸田座長：

修文でお願いします。

佐藤委員：

現原案の9頁の方では、教員評価制度のあり方についてというところで現状課題というところで、法律の条文が載っていると思うんですけど、この法律についての解釈なんですけれども、これは保護者が学校調査をするということは載っているんですけども、教員評価をするということではないと思います。それから第67条の方ですね、学校教育施行規則の方では、これは結果を公表するよう努めると

いうものなので、義務ではなくて努力目標と解釈したんですけれども。

宮尾委員：

法律だから載っていたっておかしいことはないんじゃないですか。。

佐藤委員：

だからこの会議の中ではこれは扱われませんでしたよね。これは 19年 10月に改正されているので、これについてやった時はこの前に何月何日に何をやったというのがありますけれど、これは 6月の時にやっている議題ですので、これは時間的にもこれを載せるのはおかしいんじゃないかと思うんですけれど。

福井委員：

法律改正があったという事実なんだから、それを前提にしてこれからの政策を考えるのは当たり前のことじゃないですか。議論した時に法改正がされていなかったから法律に触れないというのでは、それはいかがかと思います。

佐藤委員：

でも解釈は違いますよね。これは義務だからとありますけど…。

福井委員：

文科省の解釈を私は存じておりますのでご紹介します。学校評価というのは、児童、生徒、保護者による評価を含むというのが文科省の解釈です。それが間違っているという見解はあるかもしれませんが、所管官庁はそうっております。

佐藤委員：

学校評価ですね。それはそれでいいんですけれども、教員の評価をしるということではないですよ。

福井委員：

学校評価というのは児童、生徒、保護者による個々の教員の評価を含めて学校評価である、というのが文科省の解釈です。

戸田座長：

これはあれなんですよ。法令改正がありましたよね。そして前は学校設置基準に基づく努力義務だったんです。おっしゃる通り、ところが今度は法制化されたものですから、法的な義務なんですよ。ですからこれは事実の問題として申し上げますけれど。

佐藤委員：

誤解するので、そのように付け加えてください。

福井委員：

そうですね。丁寧に書いた方がいいかもしれない。

戸田座長：

分かりました。じゃあここは訂正いたします。事務局、書いておいてください。法的な義務であるということで。

佐藤委員：

12頁のところ、旭川学テ事件というのが出ているんですけれども、これもいきなりここで出てちょっとびっくりしてしまっただけなんですけれども、そのように憲法で保障された保護者の権利ってあるんですが、これは 30何年前のことだと思うんですけれど、この事例はこの会議では取り扱っていなかったと思います。それでこれは当時は私立学校と公立学校の選択が自由であるというふうに出たことだと思

うんですけども、だからこれは公立学校の選択を自由だというまとめか、事例には値しないのではないかと思うんですが。

戸田座長：

これは、その当時は小中学校においては公立学校の選択制はないわけですね。でも高校は公立も選択制をやっていますよね勿論。ですからそれも含めて一般的に学校選択の自由に現れると考えられるところというふうに判例ではなっている。これはリーディングケースですから、最高裁の一番の基準になるスタンダードな判決ですから、これは解釈の余地がないと思いますけれど……

福井委員：

これは議論があったかなかったかというのはあまり覚えていませんけれど、よく教育判例のリーディングケースとして挙げられます。学校選択の自由は私立学校というのは当然選択出来るというのは前提ですから、憲法上の問題にはならないわけです。むしろ憲法 26 条にいう教育の自由というのは一般的な意味で主として公立学校における学校選択の自由にあられると言っているだけで、学校選択の自由についての憲法上の解釈、位置付けを示したというだけの事実関係でありますので、問題はないのではないかと思います。

清水委員：

具体的なことですけどね、まとめというのは、これまでの議事録で話し合われたことを中心にやらないと、相当付け加えられているから、佐藤さんも色々文句を言ったと思うんですが、やっぱりあまり加えちゃうと今までの論議がどうなるかっていうことで、多分、この話は出ていなかったと思います。

戸田座長：

ただ提言のところについては、そういうあれはないと思いますけれど、ここは敷衍しただけですよ。親の教育権の問題を。

福井委員：

議論に出たか、出ないかということで言うと、それだけまとめたって提言とかレポートにはならないですね。やっぱり適宜、事実関係ですとか文脈をロジカルに分りやすく市民の方に読んでいただけるようにするためには、必要最低限のロジックの補足や或いは場合によると事実の補足はやっていかざるを得ない。一応、最高裁が言っていることですし、これは当然このテーマに関連する唯一の最高裁判例ですから、載せるべきだと思います。

齊藤忠彦委員：

この会議に出なかった事実は載せてはいけないと最初に福井委員はおっしゃいました。

福井委員：

全く言いがかりだと思いますので反論しますが、ここで出た議論について、それを補足するロジック、或いは事実関係や或いはデータについては、それは載せなければ提言にならないと申し上げている。

齊藤忠彦委員：

いや、提言というのは事実に基づいてやっていくんでしょう。

福井委員：

これが事実でないという意味ですか。そういう無茶苦茶な意見をここで出すのは品位の問題と感じますのでやめていただきたいと思います。

齊藤忠彦委員：

それを福井委員がおっしゃったんじゃないですか。

福井委員：

それは今、申し上げた通りです。あなたの発言は全く私の見解を無視しておられると思います。

清水委員：

これは後ろの所謂誘導で、つまりこれを入れることによって次の見解の学校選択の自由のところリーディングとして入れているもんですから、我々はこれはおかしいと言っているわけで、これは入れるか入れないかは、ここで話し合ってもらわなければいけないと思います。

戸田座長：

それはちょっとご覧いただきたいと思うんですけど、学校選択制についてはこれだけ賛否を承認までして詳しく入れてあるわけですよ。それでその後にはこれは事実の問題として最高裁のリーディングケースがあるわけですから、それを全体の文脈の中からいえば、今のロジックの文脈の中からいえば載せておかしくないわけですよ。全く関係ないことならそれは事実と反するかもしれない。

清水委員：

それは違うと思います。それは変ですよ。だって後ろの誘導にこれを載せているからいけないと、私は言っているんですよ。

福井委員：

最高裁判決があるのは事実でしょう。最高裁という司法権、国権の最高機関がこのように解釈しているという事実は曲げられません。我々は憲法を順守するという前提のもとに生きているわけですから、最高裁がこういうことを言っているということについては事実ではないですか。

清水委員：

これは事実だと思いますけれど、上田市の論議をしている時に敢えてこれを載せて、後ろの展開の誘導に使っていることについて私は異議があると言っている。

福井委員：

最高裁があるから上田でやると言うふうに短絡的に書かない方がいいという趣旨ですか。

清水委員：

私はこれは入れる必要はないと思います。

福井委員：

それは奇妙です。最高裁の判決について存在はしているわけですから、その読み取り方をどうするかという異論であれば分かりますが、それこそ最高裁判例が無かったことにするというのはいかがなものでしょうか。

清水委員：

だから敢えてここへ入れることが後ろの誘導につながっている。最高裁の判決についてはあったことは私は認めていますよ。無かったなんて一言も言っていません。ただ、後ろの展開として敢えてここに入れることによって非常に後ろで選択の自由制を誘導する感じになっているから、ここは敢えて入れなくてもいいんじゃないかということです。

福井委員：

しかしこの事実があることを読む人が分かった上で全体の議論を読むのと、こういう最高裁判決があるのか、ないのか分からない前提で読むのでは、それは議論がむしろ無いという前提を誘導してしまうことになる。ある事実を隠すことこそ議論が誘導的になると思います。

戸田座長：

ですから、最高裁の判例でもし学校選択の自由が親の教育権に含まれないという判決があるのであれば当然それは載せません。ところが含まれるという判決ですから、それでこれは最高裁のリーディングケースですから、私どもは先程から申し上げているとおり、法治国家でございますから、法令を根本にある程度置かなければいけない。ましてや憲法秩序を守るというのは当然のことであるわけです。従いまして、それを誘導も何も皆さん、それぞれご意見があつて賛否を載せてきているわけですから。

清水委員：

これは最高裁判決は法治国家でいいですよ。だけど、例えば、学校選択の自由をやる、やらないというのは、憲法違反でも法律違反でもないわけですから。それは私はここに載せる必要はないと思う。これは一つの判例として事実としてはこれは認めます。

戸田座長：

だから載せていけないという理由はないでしょう。ちょっと待ってください。事務局注意してください、傍聴席から声が上がっているんですけど傍聴禁止にしますか。再三お願いをしているんですけどね。

宮尾委員：

提言として、市の方に出すのであれば、より選択制に関しても考えていただくことのベースとして、こういうのがあるとして載っかっていることで行政が動きやすくなるということで、そのためには誘導とかではなくて、じゃあ誘導ということは選択制をやるのがよくないというふうに、いいということ誘導しているかどうかというのは、いいということだったらそれは誘導とかそういうことではないんじゃないですか。いいということがこの部分で分かればやればいいだけで、いいという意見も沢山あったわけですから、そのいいっていう意見をここで分りやすく、法というものは事実ですから、そういうものを載つけることによって行政が検討しやすくなるという意味で入れていくわけですから、そういう検討しやすくなるためには、法とかそういうものが事実としてこの上で出なかったとしてもあってもいい、それが提言書であるということ福井委員がおっしゃっているわけですから、私は入れることでより分りやすくなるというふうに判断すれば、誘導ではなくて、より理解しやすくなるということで入れるべきではないでしょうか。

戸田座長：

ちょっと待ってください。具体的に前回修正したところを見ていただきたいと思うんですけども、今の最高裁判例の下のところですね。それゆえ、上田市全域での自由選択にするか、さもなければ地域遠征なり範囲遠征なりで学校選択制の導入についてメリット、デメリットを考慮し、検討することが望ましいというわけで、但し、導入しろとかっていうそういう具体的な提言じゃないわけですから考慮し検討することが望ましいという提言にしる、これはもっと逆に導入すべしと現行法制で行われているんだから導入すべしという声はあったんです。これをここまで修正して妥協しているんですから、そのところを問題にしていだかないと私はまとまらないと思いますよ。

清水委員：

それは戸田さんの非常に一流のロジックでありまして、大体行政はそういうふうに読みますよ。だから真ん中じゃないっていつているんですよ。ですからその前にも本会議の意見の分布を見れば何らかのかたちで学校選択制を求める意見は非常に多くあります。今、テストしてください本当に多いかどうか。

戸田座長：

そこは修正であれしたじゃないですか。直しましたよね。

福井委員：

前回、意見をおっしゃいましたか。

清水委員：

言っていませんよそれは。

福井委員：

それはルール違反ではないですか。

清水委員：

そんなことないですよ。

福井委員：

前回からあった部分ですね。首尾一貫していませんよ。

清水委員：

そうじゃなくてそもそもの意見は後だって出ているじゃないですか訂正として。それを人の意見を言うなら福井意見はおかしいでしょ。

戸田座長：

ちょっと待ってください、そもそもの意見は具体的に出してくださいとお願いしている。ただここでやったことについては前回修文が出来ているじゃないですか。

福井委員：

具体的に出した部分について、蒸し返すのはちょっと手続きルールに問題があります。

清水委員：

そもそも論でしょう。そもそも論は後でやるって言ったじゃないですか。

福井委員：

ですからそれについて今回、修文意見を出されましたか。

清水委員：

他の人が出しているから私は追加として言っているので何もおかしいことはないですよ。

福井委員：

他の人が出したけどご自身はどうなんですか。

清水委員：

ご自身じゃなくたって、他の人の補強意見として言っているんです。そこまで意見を言うということは非常に言動が抑圧じゃないですか。

福井委員：

そうではないんじゃないでしょうか。要するに修文意見を皆が持ち寄ると前回決まったはずですよ。

清水委員：

そりゃそうですよ。

福井委員：

それはちょっとおっしゃり方には問題があると思いますよ。

清水委員：

そんなことを言えば

福井委員：

他の誰かが言っているから自分は放置したというのであれば、それではご自身としてはどうかという

ことを他人は知りようがない。その意見に賛成と一言おっしゃればいいじゃないですか。

清水委員：

だけど、それは出ているのは賛成ですけど。あなただって一つも出してないじゃないですか。

福井委員：

そうですよ

清水委員：

私と福井さんと同じじゃないですか。何も出てない。

福井委員：

私は原案に特段異論が無いから出してないのです。

戸田座長：

ですからそれは原案について特段異論の無い方、逆に積極的にもっと踏み込んで書くべきだというご意見と反対のご意見が修文として出てきました。その両方をバランスをとりながら前回、修文をしてきて、ようやくここまで来たわけですね。一通り終わったわけです。ですからあんまりエキサイトしないで、是非きちんとまとめる方向でご協力いただきたい。例えば、今の学テのところを学校選択制の最後のところへ参考に置くというようなことではどうですか一案として。14頁の上にこれは斎藤委員の意見をそのままここに入れたんです。こういうカテゴリーがあると。そこから自由にお考えくださいということで。ですから同じように参考意見として、文科省 HP の下のところへその学力テストの判例を入れるということではどうでしょうか。

宮坂委員：

参考資料で今度載せる。文書の中には入れない。

福井委員：

文書で引っぱっているわけですね。憲法で保障された保護者の権利、選択の自由が含まれる以上、そういう意味じゃ枕詞ですね。判決の読み方が適当でないというならそういうふうには直せばいいと思いますけれど、判決を掲げること自体反対だというのは、それは荒唐無稽なご意見だと思います。

清水委員：

そんなことはないです。

福井委員：

どう読めばいいんですか。清水委員にお聞きしたいが、それを利用しているとおっしゃるんだけど、じゃあ判決をどう読めばいいのか示していただけませんか。

清水委員：

敢えてここで出す必要は無いというのを私は賛成している。

福井委員：

ここは関係するわけですよ。選択制とこの憲法の解釈である最高裁の判決内容は明らかに関連するわけですから、それをどうよむのかということによって我々のスタンスも国民のスタンスも変わってくるはずですよ。無かったことにするというのは議論にならないわけです。憲法の解釈をどういうふうにご生かすのかということでしたら、この読み方が間違いだというご意見があるなら、それをきちんと出していただくべきだと思います。

佐藤委員：

そもそもこの憲法があったから、この中の会議で学校選択制を議論したわけではないので、この憲法

は別にわざわざここに載せる必要はないと思います。じゃあ憲法で決まっているから学校選択制をやるべきで、じゃあ学校選択制はやっていない他の市町村の教育委員会は全て憲法違反になっていると解釈できますよね。憲法違反で学校選択制をやってないということになってしまいます。

福井委員：

違うんです。この読み方は、親の教育の自由が学校選択の自由に表れるということを言っているのであって、これを根拠にして直ちに違憲だとか無法だとか、そういう議論をしているんじゃない。ですから、ここで言っている趣旨は、憲法で触れている教育の権利に関して、学校選択の自由というのが憲法26条に由来するものだということです。そういう読み方がおかしいという解釈はあまり聞いたことがないので、枕詞としてここで置いてあっても問題はないしそうでない読み方があるというのであれば、それを書けばいい、それだけのことではないですか。

戸田座長：

ちょっと意見が分かれていますけど、福井委員は、例えば14頁の学校選択のカテゴリーの下へこの条文だけ持ってくるということについてはいかがですか。

福井委員：

後ろに持ってくるんですか。

座長：

次の頁、14頁、今の…。

福井委員：

それでいいですが、その場合は文章を多少直さないといけない。それでつじつまが合うように直していただければそれで構わない。このようにと受けているところがあるので、今はセットになっています。セットにしなくても構いませんが、その場合は適宜補足する必要があります。

戸田座長：

そういうことでいかがでしょうか。

佐藤委員：

ですから、憲法がこうなっているからって押しつけられているように感じるわけです。ですからこの中にも…。

戸田座長：

ちょっと待ってください。そうすると憲法の話になってくると、例えば、第9条があるから平和を押しつけられているというようなことを、誰もそんなことを言わないでしょう。これは26条の親の基本権だから、ということあげているだけで、そんなことを言ったら憲法みんなそうなっちゃいますよ。

福井委員：

こういうふうにしたらどうですか。後ろに持って行って、このようにではなくて、最高裁のとおりです。親の教育の自由が学校選択の自由にあられるという最高裁見解もあるため、よほどの理由がない限り、というふうに繋げて、後ろに参考としてこれをもって来る。

佐藤委員：

それはやはり私立と公立の選択であって、公立学校の選択の自由ということではないので、これをもって来ること自体がおかしい…。

戸田座長：

その憲法解釈はやめてください。法律の専門家に確かめてあるのですから。ですから私立とか公立の

自由ということだけではないんです。ですからそういう憲法解釈をねじ曲げるのはおかしい。

福井委員：

憲法で保障された権利という書き方にもし何かきついものを感じられるのであれば、そういう判決もあり、ということ枕詞にして、後ろに資料で載せる。それでいかがですか。

戸田座長：

折り合いをつけていただかないことには、これ永遠に平行線になっちゃいますし、そうなる最終的には私どもの方に一任させていただくことになりますので出来るだけ修文したい。

中村委員：

それは話し合っで一任するかどうかも検討してください。

戸田座長：

それは先程事務局からお話がありましたとおりです。

中村委員・清水委員：

そんなこと決まってないです。

宮尾委員：

一番最初の時に座長と副座長と事務局の方に会議終了後のまとめは一任するという話になっていると思います。

中村委員：

話は出ましたけれど、この会議としては決まっていな。

清水委員：

それは会議として話としては出ましたけれど、じゃあどういうかたちで合意するかって、事務局と座長と副座長が作った時にそのまま承認して市長のところに出すって言って、他の委員がノーになった場合どうするんですか。それは無理ですよ。

宮尾委員：

だから今これをもはに話し合っているんで、これをまとめるところまで行って、最後のまとめは事務局と座長と副座長の方にということじゃないんですか。だってどこまでこれを詰めていけるかっていうことで頑張ればいいんじゃないですか。

戸田座長：

それは再三お願いしているわけですけど、事務局、そういう理解でよろしいですね。

事務局：

冒頭で申し上げましたように、一定の市長の方からも皆様方に委嘱をさせていただいてお願いして本日まで至っている間の経過、最初に申し上げましたように、一定のまとめをこの7月までをお願いをしたいということであったというところで今日もその方向で進めていただいているところでして、今日の中でも自分の意見として今まで13回重ねてきた中で意見として反映出来ていないという部分については、入れるべきだという部分案については議論していただくとして、これについては、また最終の案については、座長、副座長と協議させていただき、こうしたかたちでまとめていいかという部分はメール等で皆さんに差し上げる中で皆さんのご意見を反映させていただき、一定のご段階で事務局、座長、副座長含めて一任させていただきながらまとめさせていただければありがたい。こんなふうに事務局としてはお願いしたい。

佐藤委員：

前回、大沢局長がおっしゃったんですけれど、これはあせることはないので、ゆっくり検討していただきたい。まとめについてもじっくり議論していただきたいということをおっしゃっていますので、ここへきて時間がないからといっても、まだ7月は終わっていませんし、運営上の問題になってきて、4月に延期ということもあって、4月の会議があった後、原々案が出るまでに2ヶ月ありましたよね。その間は会議もせず2ヶ月ずっと原々案をやっていて、ここへきて7月で時間がないから今日でまとめて欲しいというのはちょっと乱暴ではないでしょうか。

事務局：

私どもこの間、1月でも本当は3月までをお願いをしたいということをお願いをして皆さんにも議論を尽くさなければならないということで、3月までは議論を重ねてくださいと。私どもとしては、1月以降の話をした時に、ここで年度末でおまとめいただくことになると、2月、3月はまとめだけになってしまう。しかし、それはでは議論していただく部分がまだ残っていましたので、3月までの年度内には議論をいただいて、新しい年度で検討する中でまとめの方向でもっていただけたらということをお願いしたわけでございます。3月のこの議会でお認めいただいた時もそういった年度の早いところで提言をいただくようにと、こういうことでありますので、よろしく願いいたします。

戸田座長：

そういうわけで是非ともまとめていただかないと困るわけでございます。ここでも出ておりますし、その前の原々案にもちゃんと予定で4月の時にもお話しました。あと4月の会議の時に次回までに原案を作ってそれをお示しして、そこで最後は原案を皆さんに見ていただくので2回やりましょう。それで1回で終らなかったから、今日またやっているわけなんですね。だからかなり丁寧にまとめをやっているつもりです。これ以上引き延ばしますと、また議会の方から皆さんも責められるかもしれないけれど、座長何やっているだと言われて、非常に私も心外なんですけれど、何をやっているんだって、お約束通り時間内に終わらせようとすると、中々終わらないという現実があるわけです。この間も市長は7月までにはというふうに切っておられましたし、だから是非とも冒頭でも、事務局からも私からも申し上げましたが、今回、一通り修文を終えましたので、あとご意見の違いのところにおきましては、出来るだけ残った時間でやらせていただいて、そして残りは事務局と座長と副座長にお任せいただくということをお願いしておりますので、再三再四お願いしておりますので、是非提言書をまとめるということでご協力いただきたいと思います。会議体を壊して提言書を出すつもりはないのか。出さないということであれば話は別ですけれども、今まで14人でそれなりにチームを組んで色々な意見を出して賛否はございました。そして出来るだけここに盛り込めるようにということでこのように真っ赤になるぐらい修文もしてきたわけです。ですからこれを全員が満足するとなりますと、エンドレスでいつまでたってもけりがつきません。正直申し上げて私も司会をやりながら不満のところは随分ございます。もっと積極派の方はもっと不満のところもあるかと思えますけれど、折り合いをつけているわけですね。そのための修文をやっているわけですから、あくまでも自分の意見を通すということであれば、それは最終的にはまとまらなくなると。そして市長や市議会から付託を受けた使命を果たすことが出来なくなると思いますので、その点につきましては、時間となりましたので、一応ここで打ち切らせていただきたいと思えます。

宮尾委員：

もし、今せっかく、ここまでこの部分に関しては話し合ったんですね親の教育権とかというところを。だったら私は清水委員とか色々な委員の意見を聞いていて誘導と思われるとかおっしゃっているわけな

ので、ここのところをそっくり憲法の部分は取っちゃって、しかしながらというのは全部取っちゃって、このような状況に鑑みというところから、この赤い、推進意見と折衷意見をまとめた表のあとに、このような状況に鑑みとってつけて今、載っている憲法の部分は全部とっちゃって、それでこの憲法の部分は参考として資料として付けるという風にすれば誘導でも何でもないというふうに清水委員とかはご納得されるんじゃないですかね。

福井委員：

それでは私は納得しません。憲法の判例、最高裁の判例を紹介しないということは有り得ないと思う。

宮尾委員：

紹介は、ここに紹介するから誘導とかっていうふうに思われるというふうに言っているんだから、あとの方に付ければ、それを参考に見ればいいわけですから。

福井委員：

本文の中での参考ではどうしていけないんですか。

宮尾委員：

そっちの意見が誘導だと言って対立になっちゃうから折衷したらそうなるということでもいいじゃないですか。

福井委員：

良くありません。そこはこだわりますので、そういう整理の仕方は困る。

戸田座長：

そこは法律の専門家はやっぱりそういう法律の判例には、学問的なこだわりがありますからね。それはあまりいい加減には出来ないと思います。

福井委員：

まとめ方について提言ですが、出来るだけ皆が納得するというのは、それはそれで大事なことだと思いますので、その努力は重ねてもいいと思うんですね。ただやはり座長もおっしゃったように、完全に皆の意見を一致させてこういう提言や答申をまとめるというのは、それは絶対に不可能なわけです。皆が違う意見を持っているからこそ、こういう会議体には意味があるわけですし、それは正に違う意見、出来るだけ多様な意見が提言の中で反映されるようにするという一点で、皆が協力するということだと思うんです。何度も申し上げますけれど、他の誰かの意見や他の誰かが提示した事実やデータを載せるなどというのは極めて非建設的でありますので、これはやめていただきたい。そうではなくて、私はこういう意見を持っている、例えばこういう意見しかないみたいを書いてあるけれども、それは違う、私はこういう意見だということについては、提言としてのリーズナブルなボリュームの中でエッセンスを挿入して欲しいというかたちでおっしゃっていただく。或いは、自分を含む委員会の意見と読めるようなかたちでこういうふうに断定して記載するのは困るというのであれば、例えば表現を和らげて欲しいというのも分かる。こういうかたちで具体的にこれじゃ言い過ぎということについて、自分としてはこれぐらいの表現がいいという意見、それからもう一つは自分としては全く異論があるけれども、それが反映されていないのでその異論についてのエッセンスを載せて欲しい。そういう意見については、この場では切りがないと思いますので、以上のような意見に絞って後ほど出していただいて、それをどう取舍選択するのかということについては、座長、副座長、事務局でお考えいただいて、それを反映したものを皆さんに配ってあとはメールなりによって出来るだけ折り合いをつけるところまではつける。それでつかない場合は、提言を出さないわけにはいかないの、その点については折り合いがつかなかった、

という事実をどこかに注記した上で提言としてまとめる。これ以外にまとめ方は有り得ないと思います。

戸田座長：

いかがでしょう。よろしいですかね。どうでしょう。

佐藤委員：

両論併記ということで。

福井委員：

それは大前提で、誰かの意見は止めてくれという意見は品位を欠くので止めましょう。一貫した提案です。また、事実としてある憲法判例を掲げるべきでないといった、意見は暴論ですから止めていただきたいと思います。そうではなくて、私の意見はこうであるといった、もっと積極的にこう加えてくれというふうに意見を出し合うというのであれば、非常にまとまりやすくなると思います。

戸田座長：

今のご提言が非常に合理的だと思いますので、そういうことでお願いしたいと思いますが、その場合も前回と今日、修文したのを修文するということはないにしていきたい。これを前提にしていただかないと、何をやってきたか分からない話になりますから。

宮尾委員：

補足するというのはいいいんですよね。これに関してこういうふうに言いたいというのは入れてもいいという。でもこれは原案は今出てきたわけですから、これについて検討しなければ。

福井委員：

原案について、これに対する自分の意見はこうであるというのを持ち寄る。それはよろしいんじゃないですか。持ち寄った上でだけどやっぱり、どこかで折り合いをつけないといけませんから、さっきのようなプロセス、勿論、メール等で出来るだけ調整をした上で、それでも最後は異論があるのであればその異論があるという事実について、どこかでちゃんと触れる。それで何とか収束させるというあたりではないでしょうか。

戸田座長：

ただ、時間的、物理的な問題があるんですよね。この後、皆さんが集まる機会が取れないじゃないですか。

福井委員：

こういうかたちでやらなくても、メールのかたちで出た意見を皆さんにその都度、まとめてか何かで配っていただいて、それを斟酌するとしたらこうなるという案は事務局を中心にお作りいただいて、斟酌を最大限した限りの提言で何とか折り合いをつけるように努力する。どうしてもメール等で折り合いがつかなかった場合には、折り合いがつかなかったことについてちゃんと事実分かるように最後どこかに注記をする。これが一番どの立場の方にとってもフェアなやり方と思うわけです。そのための期間として、例えば、今日から1週間以内に今度は時間厳守。遅れたら追加意見は一切認めないということで、今日から1週間後までにメールを出していただいて、それについて1週間ぐらいで事務局が出来る限りそれを盛り込んだ趣旨の原案を作って、更にもう1回、1週間ぐらいの間に確認していただく。それでどうしても折り合いがつかなくなったら、あとは先程のようなかたちで座長、副座長、事務局で異論は付記した上で整理をしてお任せする。こういうかたちではないでしょうか。

戸田座長：

分かりました。ただ7月一杯ですから困るんですよ。

事務局：

再三、7月というのは市長からお願いしたところですが、7月を目標にということで、その努力を皆さんにいただいた結果であればと思いますので。

戸田座長：

ちょっとそれはやめてください。私の責任になるから。市長がここに来られて7月っておっしゃったんですから。それでないと、又、私が議会の一部の方からからあらぬ誹謗中傷を受けます。それはよししてください。

福井委員：

今みたいな感じでどうですか。1週間、1週間、最大2週間で一旦収束させるということになりますね。

戸田座長：

ということで、本日は終わりということで...

齊藤忠彦委員：

ちょっと待ってください。メールでは収束できない点があって、その点だけ確認させてください。2点ですね。学校選択制の導入について13頁のところですが、今回は原案ということで出ていますが、これは事実と異なる点があります。学校選択制の導入について、このところではメリット、デメリットを考慮し検討することが望ましいというふうに出ていますが、この文でいくと導入が望ましいに解釈出来ます。これは事実と異なります。もう1点、15頁ですが、バウチャー制のことですが、学校利用券の制度ですが、一番最後のところで...

福井委員：

それは中身の議論ですから、正に皆がそれをここで言い出したきりがいいじゃないですか終わりませんよ。

齊藤忠彦委員：

メールではできないところです。

福井委員：

それをメールで出してくださいということです。今、あなたがおっしゃったことはメールで書けることじゃないですか。それは後でやればいいでしょう。

齊藤忠彦委員：

議論ができません。

福井委員：

メールで出した意見を皆に流して、それについての意見をいう。時間的にそれしかないじゃないですか。

戸田座長：

それともう一つ、ここは今、齊藤委員がおっしゃったところは赤で前回修正したところですよ。

齊藤忠彦委員：

修正にまだなっていないってことですよ。導入が望ましい当家取れます。導入の是非についてという...

福井委員：

それをメールで出していただければいいじゃないですか。今ここでそんなことを永遠にやっていたら

終わりません。

齊藤忠彦委員：

それは一番大事なことじゃないですか。

福井委員：

あなたには一番大事かもしれないけれど、ここは一旦締めなければ、こういうことをやりだしたら本日帰れなくなりますから。

齊藤忠彦委員：

やりましょう。

戸田座長：

大変失礼なことを言っただけじゃないですよ。皆、それぞれの時間をやり繰りして来ているんだから。それでは今のようなことで、お願いしたいと思います。今のメリット、デメリットを考慮して検討することが望ましいというところは修文になっているんですけども、そこだけ入れるということであれば、そういうことでここはいいですか。

齊藤忠彦委員：

導入の是非の部分ですから…。

福井委員：

そういうことは事前に意見を持ち寄った上でそれをベースに議論をすればいいことで、今、突然言い出されるというのはどういうことですか。

戸田座長：

前に言う機会があったんですよ。それをおっしゃらないで、これは前回やったところですから。

齊藤忠彦委員：

修正はまだやっていなかった。

戸田座長：

前回修正は決めましたよ。

事務局：

それは事務局の方で是非についての文言を落としまして、手落ちで申し訳ございません。

戸田座長：

それ落とされたの。入っていませんよ。一度修文で決まったんですよ。しかし事務局の手落ちということで、今のようなことで、お願いしたいと思います。

清水委員：

確認だけさせてください。2週間、1週間は私はいいいと思います。その市長に出すやつを全員にメールで配布してください。こういうのが出来ましたというのをきちんと出さないと、我々としては困るというケースもありますから、それは是非やってください。

戸田座長：

それは勿論です。それは当然のことです。

事務局：

日程は今のよろしいですか。そうしますと、只今の議論の中でおまとめの関係で、それぞれ委員の皆さんから、この部分が落ちている、又は自分としては今までの12回の議論の中でこういうことを発言をしてきているので、この部分を入れるべきと、こういうお話がございましたら、事務局の方へ来週

の金曜日、1週間の間に文章でメール、又は FAXで事務局までいただきまして、これを各委員の皆様にお返しをしまして、

福井委員：

金曜日の何時までなどとしておかないと。金曜日ですと週末にかかりますから、午前中なら正午できっていただいて、それをメールで転送していただく。FAXはやめていただきたい。管理が大変ですから。メールのみで出していただけませんか。

事務局：

メールで皆さん大丈夫ですか。

福井委員：

無い人は仕方がないので、メールが使える方はメールで意見を出していただけると管理がし易い。

事務局：

では、事務局からお願いをさせていただきます。来週金曜日、18日の正午 12時までに事務局までメールでお願いをいたします。メールのない環境の方におかれては FAX で事務局までお願いをしたいということでございます。これを各委員の皆様へお返しをいたしまして、委員の皆さんからの最終的なご意見はその翌週原案に反映して...

福井委員：

それを一旦取り込む案を作ってください、1週間ぐらいかかるんですか。3日ぐらいで出来るなら、一旦集まった意見は機械的に皆さんにとにかく転送していただいて、それを踏まえた事務局としての案を、例えば、次の週の水曜日なら水曜日厳守で作っていただい。今度、それを皆に投げていただいたものについての意見を、さらに 1週間先の、次の水曜日厳守で出していただいて、そこから先はさっきのようなかたちで異論は異論として尊重するものについての案の作成をお任せするしかない。こういうあたりじゃないですか。とりあえず我々の意見は来週金曜日までに出すということですね。

清水委員：

どういう意見が出たかというのを折り返してもらえればね。

福井委員：

それは皆に。

事務局：

それではですね、18日の正午までにいただきまして、一旦、全員の皆さんにも転送させていただくということで、それが 18日正午まで、それで即お返しするという作業をさせていただきます。その後、私どもの方でいただいた意見をまとめて最終の提案の案とさせていただいたところをもう一度、各委員にお返しする部分については、24日までに何とか作業をさせてくださいとこんなふうに思っております。それによって 24日に転送を先ずは案をお送りいたしますので、これについて異論があたりになるという部分については、28日の月曜日、夕刻 5時までに最終異論があってここだけは異論ありというふうに表記すべきというご意見は 28日の月曜日の夕方 17時までに事務局の方へいただきまして、そして最終的にその異論という部分を表記をするかどうか事務局でいただいた部分で異論の表記の仕方を検討をさせていただきます、最終的な提言のかたちをいただいた異論を調整しまして 30日、水曜日には案として作りあげますので、それを 31日、全員の皆さんにご確認をいただいて、日程の近辺のところ座長から市長への提言ということについては、市長と座長の日程調整になりますので、出来れば 7月 28日の週、8月 1日までに市長に提言を出来るようなかたちで、調整をさせていただきたいという

ことでいかがでしょうか。

清水委員：

市長への提言はいつですか。

事務局：

7月28日の週の8月1日までに出来れば座長から市長へということで、これは座長、副座長の日程と市長の日程の調整がございますので、ここを目標としておりますが、場合によっては4日の週にずれ込む可能性もございますけれど、それを目標にさせていただきたい。こういうことでございます。

事務局：

追加でお願いがございますが、18日までにいただく意見につきましては、前回、原々案をお送りした時に修正意見の様式ということでブランクをお送りいたしましたので、それをお使いいただいて、FAXの方もそこに書いていただいて、その様式でお送りいただきたいと思います。

福井委員：

それも見ていただければいいんですが、まず現時点での案をwordの電子ファイルでいただいて、そこに変更履歴をつけて返してください、というかたちでもいいことにしていただければ、作成が非常に効率的です。

事務局：

分かりました。その両方のかたちで。

戸田座長：

最後に座長として一言申し述べさせていただきます。本当に委員の皆さん、本日14回、約30時間を超えるご審議をいただきまして本当にお疲れさまでありありがとうございました。そして色々な意見の対立があるのは当然でございます、無ければ一枚岩であれば全然こういう議論する意味がないというふうに思います。そういう点で本当にエキサイトするぐらい熱心に賛否両論を出していただいたということについては、厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。これにつきましては、是非、提言書にまとめることにつきましては、ご協力をいただきたいと思います。これは14人一つのチームとしてご協力をいただきたいと思いますということをお願いいたします。それからもう一つ丁度、先程の審議の中でも出てきましたけれど、これは委員の皆さんに非常に敬意を敬服しているんですけども、大分県の教育委員会の問題が報道されておまして、それは大分県だけではなくて、全国津々浦々教育委員会制度の矛盾点、正に清水委員がご指摘いただいたような様々な矛盾点が露呈してきていると思います。それを先取りしてシステムとしてそういう不正が行われないようなシステムをご考案いただいたということは、この会議の一つの誇りでもあるというふうに思います。色々なご議論があるようですけども、この会議の中の色々なテーマ、所謂アジェンダの中でも教育委員会制度というのは非常に最も大きなテーマでありまして、具体的に現在制度がありますので、この制度に対する批判をする、特にその中にいた者が批判をするというのは非常に厳しいことであろうかと思えます。そういう意味でこの会議が内外共に紛糾をしたのではないかというふうに思います。そして市長が市長部局でこの組織を作ったということの意味がまさに大分県の例を見ればよく分かる通り、むしろ上田に追随してあちこちでこういう第三者的な委員会なりチェック機関が出来るのではないかというふうに思っているわけでありまして。本当に熱い議論をいただきまして、色々ありがとうございました。色々、感情的な問題もあるかもしれませんが、それは水に流していただいて、あくまでもこれは学術的な議論であり、提言書を出すわけですから、そういうしこりは流していただいて、最後の提言書のまとめについてご協力願いたいと思います。どうも本当にご協力あ

りがとうございました。

事務局：

局長が今、議会が本会議が終って参りましたので、熱い議論、本人は聞いてないと思いますが、ご挨拶、局長の方からさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

大沢局長：

では、私の方から一言ご挨拶申し上げます。第 14 回の上田市教育行政のあり方を考える有識者会議ということで、大変熱い議論をいただきまして本当にありがとうございます。大変失礼ではございましたが、今日、午後 1 時半から臨時審議会がございまして、先程ちょっと前に終わりました、駆けつけた次第でございます。この点につきましてもまずもってお詫び申し上げ次第です。熱い議論の中で座長さんにお話いただきましたように、どうかたちでまとめていくか、皆さんの意見としてどのようなまとめが良いのか、大変議論するところでございます。趣旨は市長が皆さんに当初お願い申し上げましたように、やはり学習者起点、或いは地域経営というこうした点から、皆さんの基本的な考え方の中でまとめていただきたいというのが当初の市長の方からお願いした点だとは私は理解しております。そうした中でこれから、やっぱり地域全体が参加して支え合う、上田新時代の人づくりを具現化して、具体化して方向性を生み出すため、今日、おいでの有識者の皆さんの意見をお願いしたのでございます。大変なことではありますが、もう少しまとめまでのご尽力をお願い出来ればと思っております。話がまとまりませんが、お礼を申し上げてご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。